

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
安芸高田市	深瀬	船津、大坪、田中、久保田、火の谷	令和3年11月10日	

1. 対象地区の現状

① 対象地区における耕地面積(ha)	59.08ha
② ①のうち、アンケート調査等に回答した農業者等の耕作面積(ha)	44.64ha
③ ②のうち、75歳以上の農業者等の耕作面積(ha)	8.08ha
④ ③のうち、後継者が未定(不明)の農業者等の耕作面積(ha)	6.49ha
⑤ ①のうち、今後中心経営体が引き受ける意向がある耕作面積(ha)	8.20ha
(備考)	
i 農地中間管理機構の活用面積	26.56 ha
ii 中山間地域等直接支払交付金協定面積	17.84 ha
iii 多面的機能支払交付金協定面積	29.23 ha

- 注1:③の年齢には、地域の実情に応じて、今後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載してください。
 注2:⑤の面積は、下記の「中心経営体」の「今後」欄の経営面積の合計から「現状」欄の経営面積の合計を差し引いた面積を記載してください。
 注3:「農地中間管理機構の活用」等の有無について、備考欄に記載してください。
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の見込み		営農範囲(集落)
		経営作物	経営面積(ha)	経営作物	経営面積(ha)	
認農法		水稲、麦、トマト、キャベツ、広島菜	31.80ha	水稲、麦、トマト、キャベツ、広島菜	40.00ha	深瀬全域、三次市上川立

- 注1:「属性」欄には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。
 注2:「今後の見込み」欄には、現状から概ね5年後の意向を記載してください。
 注3:「経営面積」欄には、当該プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

2. 対象地区の課題

深瀬地区は、現状で約50%が不在地主であり、今後高齢化によりその割合が増大していくことが懸念されている。地区内での後継者の確保は限られており、中心経営体である集落法人の経営安定のため、株式化することにより地区外から若い人を雇用し、規模拡大及び収益向上を図る取組みが必要である。
 注:「現状」を基に話し合いを通じて把握できた課題を記載してください。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

①久保田集落

現状では、中心経営体の他、一部個人農家が耕作している。個人農家が耕作できなくなった際は、中心経営体が農地集積する予定である。

②大坪集落

中心経営体がほぼ全域を農地集積している。

③田中集落

中心経営体の他、一部個人農家や2ha程度は三次市の経営体が耕作している。一部個人農家が耕作できなくなった際は、中心経営体が農地集積する予定である。

④船津集落

現状では、中心経営体の他、一部個人農家が耕作している。個人農家が耕作できなくなった際は、中心経営体が農地集積する予定であるが、基盤整備の未整備田は耕作放棄地となっているものが多く、農地集積できる農地は多くない。

⑤火の谷集落

現状では、中心経営体の他、一部個人農家が耕作している。基盤整備が未整備であるため、農地集積が進んでいない。このため、農地の基盤整備の取組み、整備完了後は、中心経営体が農地集積する予定である。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来の方針について、集落ごと取りまとめて記載してください。

4. 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

①農地中間管理機構の活用方針

中心経営体への農地の集約化を図るため、農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

②基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、火の谷地域において、農地の基盤整備に取り組む。

③高収益・特産化作物の導入方針

水稻の多収米品種及びキャベツ等野菜の栽培を拡充する。

④鳥獣被害防止対策の取組方針

日本型直接支払制度を活用し、鳥獣被害防止対策に取り組む。

⑤災害対策への取組方針

深瀬地区自主防災会を基に組織的な活動を行う。

⑥その他の取組方針

日本型直接支払交付金制度を活用し、集落で草刈り作業を行う等、担い手を支援する体制を構築する。